

# 志布志市女性デジタル人材育成支援事業に係る業務委託 仕様書

## 1 業務名称

志布志市女性デジタル人材育成支援事業

## 2 業務の目的

本業務は、出産、育児、介護等により正規雇用での就労を中断し、現在無職または非正規雇用で就労する女性が、デジタルスキルを習得することで、再度正規雇用で就労したり、在宅ワークや起業などの働き方の選択肢を増やす。また、実践経験を積むための業務体験の機会を提供し、就労までの伴走支援を行う。

## 2 実施場所

志布志市内

## 3 業務期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月19日まで

## 4 対象者

本市に在住している女性15名程度（正規社員で働いている人を除く）。応募者多数の場合は、子育てや介護等の理由により在宅での仕事を希望する女性を優先とする。

## 5 業務の内容

受託者は本業務の目的に基づき、子育てや介護中を対象とした在宅ワークの啓発、デジタルスキルの習得支援、在宅ワークへの就労支援を実施すべく、以下の業務を一体的かつ包括的に実施すること。

### (1) デジタルスキル習得講座の開催

#### ア 講座の内容

以下の内容を含むこと。

- 在宅ワークに必要な知識全般に関すること
- 在宅ワークに必要なPCスキル習得に関すること
- 在宅ワークに必要なアプリケーションに関すること

#### イ 募集チラシ作成

受講者を募集するに当たり、市と協議したうえで、定員を満たすよう効果的なチラシ作成を行う。募集用チラシ枚数は1,000枚とし、カラー刷りとする。

#### ウ 受講申込者の受付

受講者の募集受付や管理等は、受託事業者が実施すること。受講申込数が募集人数を上回った場合、選考の上、受講者を決定すること。

#### エ 講座タイムテーブルの作成

より多くの方が参加しやすいよう日程や方式などを市と協議すること。受講開始時期については市と相談すること。

#### オ 講座用テキスト等の資料の作成

資料については、紙での受け渡しの場合、受託者が印刷製本すること。

#### カ 講座の実施

在宅ワークに興味を持つ市民を対象とし、在宅ワークの就労に繋がるデジタルスキル習得セミナーを5回開催すること（1回あたり2時間程度）。参加者数は15名程度とする。実施形式は対面形式とする。当日受講できなかった対象者のために、後日講座の動画を閲覧できる体制を取ること。実績のある講座講師の手配を行うこと。

パソコン等を所持していない受講者に対して、講座期間中に必要なパソコン等の機材を5台程度まで用意すること。なお、講座の実施場所については、無線LANが備わっている会場を予定している。

#### キ アンケートの実施、集計

受講者を対象とした事業効果の測定を目的としたアンケート調査を実施し、集計結果を整理したうえで、事業効果の分析を行うこと。

#### ク その他

受講者同士が交流・相談できる体制を構築し、受講意欲及び離脱防止を図れる仕組みを導入すること。また、受講者の学習の進捗や理解度を把握し、確実にスキルを習得できるようにきめ細やかな支援に努めること。

### (2) 伴走型就労支援および業務機会の提供

講座終了後において、受講者が実際の業務に移行できるよう、就労に繋がるための継続的な支援を行うこと。

## 6 業務完了報告

受託者は、委託業務を完了した時には、速やかに業務完了報告（開催報告、アンケート結果の集計・分析、受講者リスト等）を提出すること。報告書の様式は任意

とするが、報告項目については、市と協議して対応すること。

## 7 その他留意事項

- (1) 市が個人情報・秘密と指定した事項、および業務の履行に際し知りえた秘密を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、この義務は履行期間の終了後または契約を解除した後も存続するものとする。
- (2) 受託者は、市の同意を得ることなく、市の保有データの複写・複製または持ち出してはならない。市の同意を得た場合も、使用済みの情報等については業務完了後速やかに市に返却しなければならない。
- (3) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託業者は再委託先の行為について全責任を負うこととする。
- (4) 委託業務に関して収集された情報に係る著作権および著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条に規定する権利を含む。）は、委託料の支払と引換えに市に譲渡するものとする。ただし、受託者にて制作した成果物（チラシ等）に関しては、あらかじめ市の承諾を得たものとし、受託者において委託業務外においても自由に使用、編集することができるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務を履行する際には、関係法令等を遵守すること。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本市と協議すること。